

# 令和3年第1回

## 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月22日(金) 午後4時15分から午後5時50分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (11人)

11番 水谷 茂樹 (会長)	7番 善岡 浩樹 (会長代理)	
1番 松田 力	2番 中村 広治	3番 北清 裕邦
4番 植松 春雄	5番 澤田 正人	6番 藤崎 正雄
8番 川瀬 崇	9番 川島 史伸	10番 高田 秋光

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の選出	松田 力 中村 広治
第2 会議書記の指名	南局長、滝上推進員、手嶋主事、下浦主事
第3 農政報告	参与 細川課長
第4 会務報告	事務局 南 局長
第5 議事参与の制限	あり
第6 報告第1号	農業者年金(旧制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
第7 議案第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第8 議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてについて

6. 農業委員会事務局職員

南 秀幸事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事・下浦健太主事

7. 参与

細川直洋産業課長

事務局長（南）

只今から、令和3年第1回農業委員会を開催します。  
本日は、全11名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。  
それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。

会長（水谷）

お疲れ様です。  
令和3年が始まりましたので、今年も宜しくお願い致します。  
平成の始まりがバブルの崩壊の始まりで、丁度そのあと食糧管理法の廃止（平成6年）があり経済の大きな打撃があった、その後農家もかなり追い込まれております。今もすっかり冷え込んでおります。  
昨年の新米需用 10月から12月の全国で対前年比は、△13%と今まで無いほど落ち込んでいるそうです。  
明るい話題が見えない新年となったわけでありませぬ。  
今北竜町の農家は、20町超え農家は約4割程度で、営農計画書を書けたとしても、それは補填があつての話であつて、実質の米の売り上げ等はかなり落ち込むことが予想されます。  
どの様な状況でも、最大限の努力を積み重ねて行くのが農家の使命でもあります。  
まず、自らの身を守らなければなりません、古き良き農業の大切な価値また思いを残しながらこれからの時代に通用する農村社会を模索して行かなければなりません。  
そして10年後、今ある140戸の農業経営体が80戸になると予想を大方どこでもその様に予想を立てております。すぐ目の前です。新任の農業委員さんも大変な事になるのでは無いかと心配しております。  
非常に危惧しています。  
農業委員同志そして地域の人たちのこれからのことを大いに語り合つて取り組んで行きたいと思つております。  
令和3年これから将来構想・将来展望が開ける良いきっかけとなることを望んでおります。  
宜しくお願いします。

議長（会長）

これより令和3年 第1回農業委員会総会を開催致します。

議長

日程第1 署名委員の選出について  
松田委員・中村委員にお願い致します。

議 長	日程第2 会議書記の指名 会議書記には、南事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 下浦主事を配置いたします。
議 長	日程第3 農政報告 細川産業課長よりお願い申し上げます。
参与 (細川)	<p>それでは、3点ほど、おめでたい・うれしい話題と言うことでまずふるさと納税です12月の総会でも報告したのですが、昨年12月31日で、5億円を突破しました。</p> <p>昨日までの数字なのですが、昨年の同時期と比べ約4,900万円多く521,173,000円となっています。</p> <p>企画振興課とも話したのですが、昨年を上回るのには確実ではないかということで話をしております。</p> <p>次に、防災無線でも周知しているのですが、1月10日をもちまして交通事故死ゼロ5,000日を達成しております。</p> <p>これは町民一丸となった交通安全運動の賜でないかと考えているところでもあります。</p> <p>北海道で5番目ということで、第1位は、西興部村、第2位 京極町、第3位 島牧村 第4位 古平町そして第5位北竜町であります。</p> <p>コロナ禍の状況で、祝賀会、記念行事等開催できないのですが、記念品と言うことで、布マスクを2月の町内会発送文章にて配布すると言うことで住民課の方で計画しているようであります。</p> <p>更に記録更新を目指しまして、まだ冬の厳しい季節が続きますが交通安全にご留意いただきたいと思いますと思っております。</p> <p>そして3点目北竜町ひまわり油再生プロジェクトが総務省のふるさとづくり大賞の総務大臣表彰の受賞が決定されたという事で昨日の総務省のホームページの方に掲載されております。</p> <p>北海道から唯一の受賞です。何団体が応募したのかわからないですが、全国で6自治体が受賞されたということで、そのうち1つが北竜町ということでもあります。</p> <p>食用のひまわり油作りを目的とした、ひまわりの栽培、油の製造、販売が高く評価されたということで総務省の表彰を受けられたとのことで、昨日発表になっております。</p> <p>以上農政報告と致します。</p>
議 長	それでは、日程第4第 農業委員会会務報告をお願いします。
事務局長	会務報告 4ページをお開き下さい。

【4ページ朗読】

議長 日程第5 議事参与の制限について 議案第1号と第2号で善岡代理と私に掛かります。

議長 日程第6 報告第1号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について報告願います。

事務局長 5ページをお開き下さい。  
報告第1号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について  
平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有するものとされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、別紙の者に係る旧老齢者年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和3年1月22日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

番号 71  
氏名 川本和幸  
生年月日 昭和31年1月15日  
進達日 令和3年1月15日  
年金加入期間 平成6年12月3日から平成14年1月1日  
満65歳到達による裁定請求です。

なお、新年金つきましては、既に裁定請求済みであります。

議長 このことについて何かありますか。

委員 【質問無し】

議長 日程第7 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について説明願います。なお善岡代理に議事の制限が掛かりません。

事務局長

7ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求める。

令和3年1月22日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧下さい。

番号 3-1 合意解約

貸主 農事組合法人 豊竜農場 代表理事 善岡浩樹

借主 [REDACTED]さん

契約期日 平成29年5月24日から令和3年12月31日まで

合意解約の日 令和3年1月15日

土地の所在 三谷29-2外3筆

田2筆 14,218 m<sup>2</sup> 畑 2筆 1,326 m<sup>2</sup>

合計面積 15,544 m<sup>2</sup>です。

この土地は、[REDACTED]さんが、スイカ栽培をしておりましたが、農業をやめる事になり賃貸契約を解約します。

なお、次の議案に出てきますが、この土地につきましては、[REDACTED]

[REDACTED]氏に売買をいたします。

資料3ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。

番号 3-1 合意解約について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-1 の合意解約について承認いたします。

善岡委員の議事参与の制限を解きます。

議 長

日程第8 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案しますが、私に議事参与の制限が、番号3-賃-1、2、3、4、5、7でかかります。

また、3-売-1で善岡委員に議事参与の制限が掛かりますので宜しくお願いします。

それでは一旦、議長を善岡代理に交代します。

議 長 (善岡)

それでは、番号 3-賃-1、3-賃-2、3-賃-3、3-賃-4、3-賃-5、3-賃-7について関連がありますので一括説明願います。

事務局長

9ページをお開き下さい。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和3年1月22日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

10ページをご覧下さい。

番号 3-賃-1

利用権の設定を受ける者 美葉牛 農事組合法人 ほのか

利用権の設定する者 [REDACTED] さん

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和3年1月25日から令和13年12月31日です。

金額は、794,000円で、水張 794 反 10,000円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に支払う

土地の所在は、美葉牛68番地2外4筆です。

田が5筆で面積 85,475 m<sup>2</sup>です。

資料の4ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

次に、11ページをご覧下さい

番号 3-賃-2

利用権の設定を受ける者 美葉牛 農事組合法人 ほのか

利用権の設定する者 [REDACTED] さん

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和3年1月25日から令和13年12月31日です。

金額は、581,000 円で、水張 581 ㍓ 反当 10,000 円です。  
支払方法は、毎年 11 月 30 日までに指定口座に支払う  
土地の所在は、美葉牛 130 番地 3 外 11 筆です。  
田が 10 筆で面積 62,910 m<sup>2</sup> 畑が 2 筆面積 1,183 m<sup>2</sup>です。  
合計面積 64,093 m<sup>2</sup>です。  
資料の 5 ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

次に、12 ページをご覧下さい

番号 3-賃-2

利用権の設定を受ける者 美葉牛 農事組合法人 ほのか

利用権の設定する者 [REDACTED] さん

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和 3 年 1 月 25 日から令和 13 年 12 月 31 日です。

金額は、1,328,000 円で、水張 1,328 ㍓ 反当 10,000 円です。

支払方法は、毎年 11 月 30 日までに指定口座に支払う

土地の所在は、美葉牛 58 番地 14 外 21 筆です。

田が 20 筆で面積 142,274 m<sup>2</sup> 畑が 2 筆面積 9,712 m<sup>2</sup>です。

合計面積 151,986 m<sup>2</sup>です。

資料の 7, 8 ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

次に、13 ページをご覧下さい

番号 3-賃-4

利用権の設定を受ける者 美葉牛 農事組合法人 ほのか

利用権の設定する者 [REDACTED] さん

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和 3 年 1 月 25 日から令和 13 年 12 月 31 日です。

金額は、1,430,000 円で、水張 1,430 ㍓ 反当 10,000 円です。

支払方法は、毎年 11 月 30 日までに指定口座に支払う

土地の所在は、美葉牛 23 番地 1 外 19 筆です。

田が 19 筆で面積 149,230 m<sup>2</sup> 畑が 1 筆面積 905 m<sup>2</sup>です。

合計面積 150,135 m<sup>2</sup>です。

資料の 9, 10 ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

次に、14 ページをご覧下さい

番号 3-賃-5

利用権の設定を受ける者 美葉牛 農事組合法人 ほのか  
利用権の設定する者 [REDACTED]さん  
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
賃貸期間は、令和3年1月25日から令和13年12月31日です。  
金額は、588,000円で、水張 588 反 反当 10,000円です。  
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に支払う  
土地の所在は、美葉牛86番地6外6筆です。  
田が5筆で面積 64,090 m<sup>2</sup> 畑が2筆面積 2,659 m<sup>2</sup>です。  
合計面積 66,749 m<sup>2</sup>です。  
資料の11ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

次に、1ページ飛ばして、16ページをご覧ください

番号 3-賃-7

利用権の設定を受ける者 美葉牛 農事組合法人 ほのか  
利用権の設定する者 [REDACTED]さん  
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
賃貸期間は、令和3年1月25日から令和13年12月31日です。  
金額は、5,000円です。  
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に支払う  
土地の所在は、美葉牛72番地1 1筆です。  
畑1筆9,097 m<sup>2</sup>です。  
資料の13ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長 (善岡)

このことについて、ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長 (善岡)

質疑等がありませんので採決します。  
番号 3-賃-1について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】



議 長 (善岡) 3-賃-1について承認します。

議 長 (善岡) 番号 3-賃-2について承認される方は、挙手願います。

委 員 【全員挙手】

議 長 (善岡) 3-賃-2について承認します。

議 長 (善岡) 番号 3-賃-3について承認される方は、挙手願います。

委 員 【全員挙手】

議 長 (善岡) 3-賃-3について承認します。

議 長 (善岡) 番号 3-賃-4について承認される方は、挙手願います。

委 員 【全員挙手】

議 長 (善岡) 3-賃-4について承認します。

議 長 (善岡) 番号 3-賃-5について承認される方は、挙手願います。

委 員 【全員挙手】

議 長 (善岡) 3-賃-5について承認します。

議 長 (善岡) 番号 3-賃-7について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長 (善岡)

3-賃-7について承認します。  
水谷会長の議事参与の制限を解き議長を交代します。

議 長 (水谷)

次に、番号 3-賃-6について説明願います。

事務局長

次に、15ページをご覧ください  
番号 3-賃-6  
利用権の設定を受ける者 [REDACTED] さん  
利用権の設定する者 [REDACTED] さん  
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
賃貸期間は、令和3年1月25日から令和13年12月31日です。  
金額は、299,520円で、水張 576 ㎡ 反当 5,200円です。  
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に支払う  
土地の所在は、美葉牛59番地2外10筆です。  
田が9筆で面積 80,877 ㎡ 畑が2筆面積 6,147 ㎡です。  
合計面積 87,024 ㎡です。  
資料の12ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

議 長

このことについて、ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。  
番号 3-賃-6について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

3-賃-6について承認します。

議 長

3-賃-8について説明願います。

事務局長

17ページをご覧下さい。

番号 3-賃-8

利用権の設定を受ける者 [REDACTED] さん

利用権の設定する者 [REDACTED] さん

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和3年1月25日から令和13年12月31日です。

金額は、336,600円で、水張 278㎡ 反当10,000円です。

68㎡ 反当7,000円 22㎡ 反当5,000円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に支払う

土地の所在は、美葉牛29番地7外3筆です。

田が4筆で面積 39,469㎡です。

資料の14ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。

番号 3-賃-8について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

3-賃-8について承認します。

議 長

3-賃-9について説明願います。

事務局長

18ページをご覧下さい

番号 3-賃-9

利用権の設定を受ける者 [redacted] さん  
利用権の設定する者 札幌市 [redacted] さん  
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
賃貸期間は、令和3年1月25日から令和13年12月31日です。  
金額は、193,000円で、水張 193 ㍊ 反当 10,000円です。  
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に支払う  
土地の所在は、板谷8番地1外4筆です。  
面積 20,294.71 m<sup>2</sup>です。  
資料の15ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

議長

このことについて、ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。  
番号 3-賃-9について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

3-賃-9について承認します。

議長

3-賃-10について説明願います。

事務局長

19ページをご覧下さい。  
番号 3-賃-10  
利用権の設定を受ける者 [redacted] さん  
利用権の設定する者 [redacted] さん  
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
賃貸期間は、令和3年1月25日から令和13年12月31日です。  
金額は、81,000円で、水張 81 ㍊ 反当 10,000円です。  
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に支払う  
土地の所在は、和52番地2外4筆です。

田が4筆で面積 9,262 m<sup>2</sup> 畑1筆 面積380 m<sup>2</sup>です。  
合計面積 9,642 m<sup>2</sup>です。  
資料の16ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

このことについて、ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。  
番号 3-賃-10について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

3-賃-9について承認します。

議長

3-売-1について説明願います。なお、善岡委員に議事参与の制限が掛かりますので宜しくお願いします。

事務局長

20ページをご覧下さい。  
番号 3-売-1  
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]  
所有権の移転する者 [REDACTED]  
所有権の移転を受ける者の経営状況は、農業従事日数215日  
世帯員2名 [REDACTED] で 農業従事もこの2名です。  
現在農用地を持っていませんが、許可されれば15,544 m<sup>2</sup>となります。  
農地法では、北海道道南を除く下限面積は2ヘクタールですが、経営基盤  
強化法で集積しますので2ヘクタール要件はありません。  
所有権の移転内容は、売買です。  
移転時期は、令和3年1月25日です。  
金額は、2,706,000円で、137ヘクタール 反当197,500円です  
資金は、経営体育成強化資金を使います。青年等就農資金も無利子  
ではありますが、賃貸や施設には、使えるのですが土地の購入には使え

対価の支払い期限は、令和3年5月31日です。  
土地の所在は、三谷29番地2番地外3筆です。  
田が2筆面積 14,218 m<sup>2</sup> 畑2筆 面積積 1,326 m<sup>2</sup>です。  
合計面積 15,544 m<sup>2</sup>です。  
資料の17ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。  
番号 3-売-1の売買について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-売-1の売買について承認いたします。

議長

以上で第1回農業委員会総会終了致します。